

【参考資料 FAQ（よくある質問集）】

受入施設編

Q 1 受入施設として事業に参加したいのですが、どうすればよいですか？

A 1 「いわき市いきいきシニアボランティアポイント事業指定申請書」を地域包括ケア推進課まで申請してください。後日、「いわき市いきいきシニアボランティアポイント事業指定決定（却下）通知書」をお送りいたします。

なお、受入機関としての指定の基準は、①高齢者（65歳以上）のボランティアを活用する意向があること、②ボランティアの活動実績を適切に把握できるなど、管理事務を行えること、③事業に参加した登録者が、第2に規定する活動の基準を満たしたボランティア活動を行えることの3点が主な基準となります。

Q 2 事業に参加した場合、どのような事務が想定されますか？

A 2 ボランティアとして登録希望の方の、参加登録受付事務、スタンプ押印事務、毎月の報告事務などを行っていただきます。また、事業に参加した場合には、事務マニュアルを送付させていただきます。

Q 3 いつから、スタンプを押印していいのですか？

A 3 「いわき市いきいきシニアボランティアポイント事業指定決定通知書」に記載してある指定年月日から押印が可能です。

Q 4 この事業では、具体的にどのようなボランティアを想定しているのですか？

A 4 基本は、従来から各施設や団体等で実施されている既存のボランティア活動を想定しています。

例として高齢者の施設の場合を挙げると、①話し相手、②イベントの手伝い、③食事の配膳・下膳、④洗濯、⑤洗濯物を畳む、などが考えられます。

以上で挙げた例以外にも様々な活動が考えられると思いますので、活動を希望するボランティアの方と相談のうえ、決定してください。

Q 5 対象となる活動の基準等がありますか？

A 5 対象となる活動の基準は次のとおりです。①無償であること（但し、交通費などの費用弁償程度の支払いを除く）。②営利を目的とした活動ではないこと。③宗教又は政治を目的とした活動ではないこと。④受入機関においては、本来受け入れる機関の職員が行うべき業務ではないこと（専門職が行うべき身体介護等ではないこと）。⑤受け入れる機関の内部の事務処理等ではないこと。

なお、施設等において、ボランティア活動を行う方の親族等が利用者としてサービスを利用している場合、主にその親族等に対する対応や活動は、本事業の対象にはならず、ポイントを押印することはできません。

Q 6 新しいボランティアを必ず受け入れなければならないのですか？

A 6 受入態勢を超えてボランティア活動の希望があった場合や、受入機関の運営に支障などがあると判断される場合、受入機関はボランティアの受け入れを制限することもできます。

Q 7 ボランティアの受入中止や活動内容の制限等をするはありますか？

A 7 受入施設（団体）の状況に応じて、ボランティアの受入を中止したり、活動内容を制限したりすることは各施設（団体）の判断で行っていただいてもかまいません。受入の中止・制限または再開をした場合は、地域包括ケア推進課に連絡をしてください。